

水漏れ（漏水）による水道料金等の減額について

減額制度について

道路下にある水道の本管（配水管）から分かれた給水管やご家庭の水道設備等（給水装置）は、お客さま（建物の所有者）の財産であるため、**お客さまご自身で管理していただくものです。**

そのため水道メーターで計量した水量に**漏水分が含まれていても**、その水量に対する水道料金等はお客さまにお支払いいただくことになります。

しかし、お客さまの善良な管理にもかかわらず漏水が発生した場合は、一定の基準を満たす場合に限り、漏水分を含む検針時の水量から一部を減量し、水道料金等の減額を受けられる場合があります。

（じゃ口の閉め忘れ等、お客さまの不注意による場合は減額の対象となりません。）

適用基準

減額制度は、漏水の早期発見・早期修繕の励行を目的としています。そのため、漏水があったときは、速やかに**漏水の修繕を行っていただいた後**、お客さまから申請された場合に、以下の条件で**水道料金等の減額を受けることができます。**（修繕費用の減額制度はありません。）

<減額の対象となる漏水>

- 災害による漏水 震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により生ずる漏水
 ※災害による漏水の場合は、適用基準が異なりますので、裏面下記の検針担当にお問合せください。
- その他による漏水 地下土中・床下・壁内等での漏水
 受水槽のボールタップ・水洗便所のタンク内部・冷却機等の付属機器の故障、露出配管部での漏水

<減額対象期間>

減額対象の期間については、漏水していた期間にかかわらず原則 1 期間（2 か月に 1 度の検針のため、使用期間は 2 か月分）です。

<減額金額>

前年度や漏水期間の直前の使用水量をもとに、漏水量と推定される水量の 50%から 80%を減じた水量で水道料金等を算出します。なお、漏水箇所や漏水量等により、減額率は変わります。

※以下のような場合は適用できません。

- ・漏水の原因がお客さまの故意による場合。
- ・漏水箇所がじゃ口等の末端給水器具の場合（じゃ口の先につなげたホースを含む）。
- ・申請される減額対象期間の前年同時期から後に、漏水減額を受けている場合。

（例えば、令和 6 年 9 月検針分の漏水減額を申請する場合、令和 5 年 9 月検針分以前に漏水減額した場合は適用となりますが、令和 5 年 11 月検針分以降で漏水減額した場合は適用となりません。）

必要な書類

漏水の修理が完了した後、次の申請書類に必要事項を記載のうえ、下記の検針担当あてに郵送またはご持参ください。書類内容に記載漏れや修繕内容等に不明な点がある場合は、再度提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。

なお、申請書類は大阪広域水道企業団のホームページでダウンロードできます。

郵送をご希望のお客さまは下記の検針担当までご連絡ください。

＜修理業者で修理された場合＞

☐ 減額依頼申請書

☐ 漏水修理証明書

＜ご本人又はお知り合いの方等が修繕された場合＞

☐ 減額依頼申請書

☐ 自己修理報告書 ※修繕箇所の写真又は材料購入領収書を添付してください。

＜作成時の注意点＞

消えるボールペン、修正ペン・修正テープが使用されている書類の申請は受付できません。

減額適用後の流れ

漏水減額が適用された後、減額後の金額でご請求させていただく場合や、すでにお支払いされた分をご返金させていただく場合があります。減額後の詳しい金額については「水道料金等減額決定通知書」をお渡ししますので、ご確認ください。

なお、減額の申請をされたにもかかわらず、減額前の金額で納付書が届いた場合や口座振替があった場合等、その他ご不明な点がございましたら、下記の検針担当までご確認くださいませようお願いいたします。

漏水修理後にもご注意ください

修理後、ほかの場所からの漏水が新たに生じた場合でも、漏水減額適用後1年間は新たに漏水減額申請を受けることができません。

日頃より水回りや水道メーターを定期的にご確認いただきますようお願いいたします。

＜お問合せ先＞

八尾水道センター

お客さまサービス課 検針担当

〒581-0007

八尾市光南町一丁目4番30号

TEL 072-923-6304